

駐車場法・バリアフリー新法 審査表

①一般公共の用に

供されている
(誰でも駐車できる)

例) 時間貸し駐車場、
(月極部分は除く)
デパート、パチンコ店等
(附置義務駐車場も含む)

供されていない
(特定の車のみ駐車可)

例) 専用駐車場
(入口で用件の有無が確認可能で
用件の無い車の排除ができること)
月極駐車場

駐車場法・バリアフリー新法の適用は受けない

②駐車のために供する部分(駐車ます)の面積が

500㎡以上

500㎡未満

駐車場法・バリアフリー新法の適用は受けない

駐車場法・バリアフリー新法の適用を受ける。
(政令の技術的基準(別紙)の適用を受ける)

別途、建築物以外の路外駐車場において、「香川県福祉のまちづくり条例」の適用を受ける場合があります。

設置者: 国、市・町等 → 健康福祉総務課へ通知が必要

設置者: 民間業者 → 健康福祉総務課へ届出が必要

(お問い合わせ先) 香川県健康福祉部健康福祉総務課地域福祉グループ

TEL : 087-832-3280

③料金を

都市計画区域内で徴収する

都市計画区域外で徴収する

無料

駐車場法・バリアフリー新法
届出必要

駐車場法 : 届出不要
バリアフリー新法 : 届出必要

駐車場法・バリアフリー新法
届出不要

駐車場法 技術的基準 審査表

敷地の所在及び地番	
建築物等の名称	
開発行為者 (住所・氏名)	
設計者・施工者 (住所・氏名)	(TEL)

(1) 一般公共の用に供されている路外駐車場(面積500㎡以上)に対して

駐車場名		チェック欄
出入口を設けてはならない箇所	交差点内または、それより5m以内(→大臣認定があれば可能)	
	道路のまがりかどから5m以内	
	横断歩道上(自転車横断帯含む)または、それより5m以内	
	横断歩道橋(地下横断歩道含む)の昇降口から5m以内	
	軌道敷内、踏切内、または踏切より10m以内	
	坂の頂上付近	
	勾配が10%を超える道路	
	幅員6m未満の道路	
	トンネル内、橋上 (→大臣認定があれば可能)	
	安全地帯の左側、および前後10m以内	
	バス停から前後10m以内	
車路の幅員	往復 5.5m以上 (二輪車専用の場合3.5m以上)	
	一方通行 3.5m以上 (二輪車専用の場合2.25m以上) (当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ歩行者の通行の用に供しない場所にあつては2.75m(二輪車専用の場合1.75m以上))	
前面道路が2以上ある場合は交通に支障の少ない道路に出入口を設ける		
駐車面積が6,000㎡以上の時は出口と入口を分離し、その間隔を10m以上にする(ただし、縁石線又はさく等により出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されている場合は除く)		
出入口において必要のある時はすみ切りし、切取線の長さを1.5m以上とする		
出口付近の構造は、2m後退し(二輪車専用の場合は、1.3m)車路の中心線上高さ1.4m以上にて、道路の中心線に向い左右それぞれ60度以上とし、歩行者の確認ができるようにする		

香川県都市計画課の意見等

(平成 年 月 日)

駐車場法 技術的基準 審査表

敷地の所在及び地番	
建築物等の名称	
開発行為者 (住所・氏名)	
設計者・施工者 (住所・氏名)	(TEL)

(2) 建築物である路外駐車場に対して

出入口	(1)に準ずる(車路の幅員も)	
車路	はり下の高さは、2.3m以上	
	屈曲部は自動車が5m以上(二輪車専用の場合3m以上)の内回り半径で回転できる(ターンテーブルが設けられているものを除く)	
	傾斜部の縦断勾配は17%を越えない	
	傾斜部の路面は粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる	
駐車の用に供する部分のはり下の高さは、2.1m以上		
直接地上へ通ずる出入口のない階には避難階段を設ける		
給油所等を附置する場合には、耐火構造の壁または特定防火設備による防火区画を設ける		
換気装置	1時間に10回以上外気と交換できる能力がある	
	または開口部が床面積の10分の1以上ある	
照明装置	車路の路面 10ルクス以上	
	駐車の用に供する部分の床面 2ルクス以上	
自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設ける		

香川県都市計画課の意見等	(平成 年 月 日)
--------------	------------